

諸外国における動物取扱業をめぐる法制

諸 橋 邦 彦

- ① 本稿では、動物取扱業（特にペット動物に係るもの）をめぐる法制について、我が国と諸外国との比較を行うものである。まず現時点での我が国における動物取扱業をめぐる議論の状況を、中央環境審議会動物愛護部会での「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下、「動物愛護管理法」という。）の検討状況に照らして整理する。その上で、欧州、英国、ドイツ、米国における動物取扱業の法制の概要を整理し、我が国で特に注目される論点に関するこれら地域・諸国の法制の現状を紹介する。
- ② 近年、ペット動物をめぐる各種問題が顕在化し、報道が増加している時勢を反映して、動物取扱業に対する国民の要望も高まっている。現在、平成24（2012）年度の改正も視野に入れた動物愛護管理法の見直しの検討が中央環境審議会動物愛護部会で行われてきており、この議論等を総括する形で平成23（2011）年12月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」（以下、「検討報告書」とする。）がまとめられた。
- ③ 検討報告書では、動物取扱業の適正化に関する論点が14項目に整理されている。本稿ではそれらのうち8つの項目をとりあげ、①深夜販売、②移動販売、インターネット販売、オークション市場、③犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢、④繁殖制限措置、⑤飼養施設の適正化、⑥動物の火葬・埋葬の6分野に分けて解説・紹介する。
- ④ 欧州評議会が署名開放した「ペット動物の保護に関する欧州条約」は、1992年に発効した。この条約の中では、ペット動物取引等につき定義をなし、動物取扱業者の下にある動物も保護対象であることを定めている。英国・ドイツ・米国は、いずれも19世紀の時点で全国レベルの活動を行う動物保護団体が出現していた国である。英国では、「1951年ペット動物法」、「1963年動物収容施設法」、「1973年犬の繁殖法」「1999年犬の繁殖及び販売（福祉）法」等の個別法が動物取扱業を規制する主な法となっている。ドイツでは、1933年以来の歴史を持つ動物保護法に加え、犬の飼育・販売・繁殖に関して厳しい規制をなす「犬の保護に関する命令」が重要である。米国では、州レベルの法制がペット動物に係る動物取扱業の規制で重要な意味を持つ。
- ⑤ 諸外国の法制については、上述の6分野に沿って、具体的な規制のあり方を紹介する。規制の手法は多様なものがあり、例えばケージの大きさや高さ、幼齢個体の販売が可能となる日齢等については、同じ国の中でも自治体・州により数値が異なるケースもある。
- ⑥ 諸外国の法制は、我が国とは歴史・背景が異なる中で発展してきたものであり、すべてが直ちに我が国で導入できるものではないが、動物の福祉や消費者保護などを考慮する上では参考となる部分も少なからず存在する。

諸外国における動物取扱業をめぐる法制

農林環境課 諸橋 邦彦

目 次

はじめに

I 我が国における動物取扱業の適正化についての議論

- 1 動物愛護管理法改正検討の経緯
- 2 「動物愛護管理のあり方検討報告書」における動物取扱業に係る論点

II 欧米における動物取扱業の現状と法制

- 1 欧州
- 2 英国
- 3 ドイツ
- 4 米国

III 各論点における海外法の規制

- 1 深夜販売（動物のストレス軽減）
- 2 移動販売、インターネット販売、オークション市場
- 3 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢
- 4 繁殖制限措置
- 5 飼養施設の適正化
- 6 動物の火葬・埋葬

おわりに

はじめに

一般社団法人ペットフード協会が行った平成23年度全国犬猫飼育実態調査によると、平成23(2011)年10月現在、全国の犬の飼育頭数は約1193万6千頭、猫の飼育頭数は約960万6千頭と推計される。また全国のペット飼育率は、犬17.7%、猫10.3%、犬または猫25.7%、鳥類、鑑賞魚、小動物なども含むいずれかペット37.9%となっている。⁽¹⁾

一方、平成22(2010)年度のペット関連総市場規模は、民間調査会社矢野経済研究所の調査によると1兆3794億円(前年度比100.1%)に達しているとされる。その内、市場全体における中心的存在となっているペットフード市場が4089億円(小売金額ベース)、ペット用品市場が2470億円(同)と推計されている。長引く消費低迷の影響でフードや用品類の販売単価が下落、成長率が鈍化しており、今までのような高成長を持続することが難しいとされる。しかし、少子化や高齢化社会の進行、単身者世帯の増加に伴い、ペットをパートナーや家族の代わりとして飼育したいという潜在的なニーズはまだまだ多いことから、いまだ成長の余地は十分にあると、同研究所は分析している。⁽²⁾

市場の動向の一方で、ペット動物をめぐる各種問題が顕在化し、報道が増加している時勢を反映して、動物取扱業に対する国民の要望も高まっている。例えば、内閣府が平成22(2010)

年9月に公表した「動物愛護に関する世論調査」⁽³⁾によると、動物愛護管理政策に対する要望(複数回答)として「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」の項目が47.9%の回答を得ており、項目別で最多の回答を得た「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」(57.3%)に次いで2番目の多さとなっている。ここ数年は特にペット動物の火葬業者(特に移動火葬車を使用する業者)や埋葬業者が、施設の設置や代金をめぐり住民とトラブルになる事例が報道などで幅広く知られるようになっていくことも要因の1つと考えられよう⁽⁴⁾。また、動物愛護団体等が、動物取扱業者の下にある動物の取扱いについて、動物の福祉や動物の権利といった観点からその見直しや規制を求める動きもある。

我が国において動物取扱業を規制する法制度に目を向けてみると、法律としては「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)と「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(いわゆる「ペットフード安全法」、平成20年法律第83号)があげられる。さらに、動物愛護管理法に基づいて定められた「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」(平成18年環境省令第1号、以下、「規則」とする。)と「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成18年環境省告示第20号、以下、「細目」とする。)等も動物取扱業のあり方を定めるものとして重要である。後述するように、平成24(2012)年の通常国会にお

※インターネット情報は、すべて2012年2月17日現在のものである。

- (1) 「主要指標のまとめ」『平成23年度全国犬猫飼育実態調査』ペットフード協会ホームページ <<http://www.petfood.or.jp/data/chart2011/01.html>>
- (2) 「ペットビジネスに関する調査結果 2011」2011.9.14. 矢野経済研究所ホームページ <<http://www.yano.co.jp/press/press.php/000830>>
- (3) 内閣府大臣官房政府広報室「動物愛護に関する世論調査(平成22年9月調査)」2010.11.1. 内閣府ホームページ <<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-doubutu/index.html>>
- (4) 「生活コミュニティ ペット永眠場所騒がしく一火葬や霊園開業 トラブル増加」『日本経済新聞』2006.7.21, 夕刊; 「もっと知りたい! ペット葬儀 つけこむ手口」『朝日新聞』(東京本社)2010.4.9. など。その一方で、動物火葬業者・埋葬業者の中には、悪質業者との差別化や業界の信頼回復を目的として、新たに協会を発足させる動きも見られる。「ペット葬祭:協会発足へ 悪質業者と差別化、全国11社が呼びかけ」『毎日新聞』(東京本社)2010.8.7. など。

ける動物愛護管理法の改正等について、中央環境審議会動物愛護部会で議論が行われてきているが、その中でも動物取扱業に関する部分は主要論点の1つとなっており、これらの各種法制につき大幅な改正がなされる可能性もある。

本稿では、動物取扱業（特にペット動物に係るもの）をめぐる法制について、我が国と諸外国との比較を行うものである。まず現時点での我が国における動物取扱業をめぐる議論の状況を、中央環境審議会動物愛護部会での検討状況に照らして整理する（本稿Ⅰ）。その上で、欧州、英国、ドイツ、米国における動物取扱業の法制の概要を整理し（本稿Ⅱ）、我が国で特に注目を受けている論点に係る諸外国法制の現状（本稿Ⅲ）を紹介する。

I 我が国における動物取扱業の適正化についての議論

1 動物愛護管理法改正検討の経緯

動物愛護管理法は、議員立法で制定され、その後、平成11（1999）年、平成17（2005）年の2回にわたって、議員立法により改正されている。平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。これに基づけば、平成18（2006）年6月の改正法施行5年後に当たる平成23（2011）年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成24（2012）年の通常国会において法改正を行うこととなる。⁽⁵⁾

平成22（2010）年6月、第25回中央環境審議会動物愛護部会において、環境省は動物愛護管理法の見直しにおける主要課題案を提示した。課題案の内容は、①動物取扱業の適正化、②虐待の防止、③多頭飼育の適正化、④自治体等の収容施設、⑤特定動物（危険犬種の指定の検討等）、⑥実験動物の福祉、⑦産業動物（畜産動物など）の福祉、⑧罰則の引上げ、⑨その他（犬猫のマイクロチップの義務化、不妊去勢の義務化等）の9分野に分けられている⁽⁶⁾。課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、翌月の第26回同部会において、部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（以下、「小委員会」とする。）を設置し、議論を進めることが了承された⁽⁷⁾。

小委員会においては、平成22年8月から平成23年12月までにすでに計25回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論が行われている。各課題のうち、動物取扱業の適正化に係る議論については、平成23年7月までに一巡したことからこれを総括し、パブリックコメントを実施したところ、総計約12万件の意見が寄せられた。同年8月以降に議論されたその他の課題については、10月末に中間報告を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、5万件を超える意見が寄せられた。⁽⁸⁾

これらの状況を総括する形で、平成23年12月には「動物愛護管理のあり方検討報告書」（以下、「検討報告書」とする。）がまとめられた。

(5) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会『動物愛護管理のありかた検討報告書』2011.12, p.1. 環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/council/14animal/r143-01.pdf>>

(6) 「資料4 動物愛護管理法見直しにおける主要課題（案）」（中央環境審議会動物愛護部会（第25回）配布資料）2010.6.16. 環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-25/mat04.pdf>>

(7) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5); 「中央環境審議会動物愛護部会（第26回）議事要旨」2010.7.15. 環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-26.html>>

(8) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 同上, p.1.

2 「動物愛護管理のあり方検討報告書」における動物取扱業に係る論点

検討報告書において動物取扱業の適正化に関する論点は、①深夜の生体展示規制、②移動販売、③対面販売・対面説明・現物確認の義務化、④犬猫オークション市場（せり市）、⑤犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢、⑥犬猫の繁殖制限措置、⑦飼養施設の適正化、⑧動物取扱業の業種追加の検討、⑨関連法令違反時の扱い（登録拒否等の再検討）、⑩登録取消の運用の強化、⑪業種の適用除外（動物園・水族館）、⑫動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）、⑬販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）、⑭許可制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）の計14項目に整理されている。

本節では、動物の福祉等と特に関連があり、かつ、一般的な注目度が高い①から⑦までの論点と⑧のうち動物の死体火葬・埋葬業者について、現行制度にも言及しながら解説する。なお、②から④については販売方式の問題として、本稿では1つの分野としてまとめている。

(1) 深夜の生体展示規制

動物愛護管理法第21条第1項は、「動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法に関して環境省令で定める基準を遵守しなければならない」と定める。同項に関し規則第8条は、動物の管理の方法に関し環境大臣が定める細目を遵守する、としており、細目第5条第1号で以下のように動物のストレスを軽減する措置をとるよう定めている。

第5条第1号 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

（※イ〜チは略）

リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
ヌ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

以上の現行制度を踏まえ、小委員会では、深夜販売の規制の必要性、規制内容（販売、生体展示等）をどのようにするか、深夜販売の規制対象動物、具体的時間等が論点となった。動物愛護団体等は深夜販売（夜8時以降の販売）禁止や販売時間を1日8時間に制限すること等を主張した。一方の業界団体等では深夜販売の禁止につき賛否が分かれ、自主規制に留めるべきとの意見もある。⁽⁹⁾

検討報告書は、「深夜展示については動物の生態・生理（昼行性等）へ配慮し、特に犬や猫の幼齢個体については深夜展示による休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮して、これを規制する必要がある。また、長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられることから、一定時間を超えないなどの措置が必要である」としている。⁽¹⁰⁾

しかし、その深夜展示規制の根拠について検討報告書は、「生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ない」⁽¹¹⁾、「規制については展示時間や時間帯等の具体的数値を掲げ

(9) 「資料1 深夜販売・販売時間について」（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第5回）配布資料）2010.10.20. <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-05/mat01.pdf>>

(10) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5), pp.1-2.

(11) ただし、前掲注(9), pp.2-3. では科学的知見として睡眠と成長ホルモンとの関係等いくつかの文献を提示している。

ることが望ましいが、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もある」などとするのみである。それでも結論としては、「社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると20時以降の生体展示は禁止すべきである」と断じている。⁽¹²⁾

(2) 移動販売、インターネット販売、オークション市場

(i) 現行制度と小委員会での指摘

平成11年改正時点での動物愛護管理法は、「動物の飼養…又は保管のための施設…を設置して動物取扱業（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。…）を営もうとする者」（旧動物愛護管理法第8条第1項）と定めていた。しかし、特定の飼養施設を有しない販売業者が動物愛護管理法の規制対象から外れる状態であったため、平成17年の動物愛護管理法改正により施設要件が撤廃され、さらに販売について「その取次ぎ又は代理を含む」との文言を加えた。これにより、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も動物愛護管理法の対象に加えられることになった。ただし、オークションや市場等のように、販売者と購入者の売買契約の場を提供するだけのものは、その場を利用する販売者（社会性、継続反復性により業として捉えられるものに限る。）が動物の適正飼養の確保に一義的な責任を負うべきという考え方の下、規制対象とはしていない。

移動販売、インターネット販売、オークション市場について、小委員会では問題点がそれぞれ指摘され、これらの販売形態につき規制の必

要性や対象動物、範囲などを論点として議論が行われた。動物愛護団体等は、移動販売・インターネット販売は禁止すべきで、オークション市場についても禁止又は動物取扱業に含めての監視を主張した。一方、業界団体等は、インターネット販売禁止につき賛否が分かれ、移動販売につき否定的な見方をとらず、オークション市場につき監視すべきとしながらも禁止には否定的である。⁽¹³⁾

(ii) 検討報告書

検討報告書においては、移動販売につき、「動物の販売後におけるトレーサビリティ⁽¹⁴⁾の確保やアフターケアについて十分になされていないことによる問題事例が散見されている」、「場合によっては動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高い販売方法である」等として、「何らかの規制が必要である」としている。規制の方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要であり、告示やガイドライン等で動物の移送や保管の際に守るべき基準を具体的に示すことが考えられる、としている。⁽¹⁵⁾

インターネット販売については、「インターネット等により、販売者と飼い主が対面せず現物確認をしないまま取引を行う販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性、遺伝性疾患及び疾病の有無等の事前説明や確認が不十分であるという点で問題であり、動物販売時の対面説明や現物確認の義務化が必要である」としている。また、インターネットオークションでの動物取引については、出品者が動物取扱業の登録を受けているかどうかの確認が困難な事例が多いこ

(12) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5), p.2. なお、深夜販売を禁止とするための規則（省令）が近く改正されると各媒体で報道されている。

(13) 「資料2 移動販売・インターネット販売・オークション市場について」（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第5回）配布資料）2010.10.20. <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-05/mat02.pdf>>

(14) 販売した商品につき、生産から流通、消費（廃棄も含む場合あり）に至るまで商品情報を追跡可能な状態とすること。

(15) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5), p.2.

とから、その確認制度や確認を遵守させるための監視方法についても検討する必要がある、としている。⁽¹⁶⁾

犬猫オークション市場（せり市）については、検討報告書は、「現在、販売されている犬や猫は、一定の割合でオークション市場での取引を経由していることから、これを動物取扱業の中に含めて基準の設定や監視する仕組みの構築が必要である。具体的には、オークション市場に参加するペット関連業者が動物取扱業の登録業者であるかどうかの確認ができる仕組みや、市場の情報公開等により透明性を確保することが必要である」としている。また遺伝性疾患についても、幼齢時に確認できるとも限らないことから、動物取扱業全体としてトレーサビリティの確保が重要である、としている。⁽¹⁷⁾

(3) 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

規則第8条第1号は、「販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。」と定めている。また、細目第5条第1号ホでも、「幼齢な犬、ねこ等の社会化⁽¹⁸⁾…を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管すること。」としている。しかし、具体的な数値（日数）の規定が無いことから、新たに数値を規定するか、さらに対象動物や規制方法（法律かそれとも規則や細目等で規制するか）等が小委員会における論点となった。動物愛護団体は8週齢規制を行うべきとの立場を、業界団体等は、一律の規制で

はなく、業界の自主規制に任せるべき（業界では、45日齢未満の販売自粛を目指している）との立場をそれぞれ示した。⁽¹⁹⁾

検討報告書は、幼齢個体を親等から引き離した場合の問題点につき、「犬や猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親や兄弟姉妹から引き離すと、適切な社会化がなされないとされている。特に犬では、早期に引き離した場合、成長後に、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている」と指摘している。そこで犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢について、科学的知見⁽²⁰⁾や海外における規制の現状を踏まえ、「具体的な数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である」としている。ただし具体的な日数については、45日齢、7週齢（49日齢）、8週齢（56日齢）の各論併記にとどめている。また、規制手法についても、「まずは事業者による自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制導入を目指すべき」との意見を付記した。⁽²¹⁾

(4) 犬猫の繁殖制限措置

現行法制度を見ると、細目第5条第3号が動物の繁殖について定めている。同号イでは「幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し」ないとし、ロでは「みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じる」こととしている。これについても幼齢動物の問題と同様に具体的な数値規制がなされていないことから、

(16) 同上

(17) 同上, p.3. なお、オークション業者を動物愛護管理法における動物取扱業者に追加する政令が、平成24年1月17日に閣議決定された。

(18) この条文において、「その種特有の行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう」と定義している。

(19) 「資料3 犬猫幼齢動物の販売日齢について」（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第5回）配布資料）2010.10.20. <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-05/mat03.pdf>>

数値設定や対象動物、規制方法等が小委員会における論点となった。動物愛護団体等は、母体への健康影響に配慮し、数値規制が必要との立場を、業界団体等は、犬種による適切な繁殖の時期・頻度等が異なることから一律の規制ではなく、業界の自主規制に任せるべきとの立場をそれぞれとっている。⁽²²⁾

検討報告書は、「繁殖犬については母体への負担や健康面への悪影響が確認されている」と指摘した上で、最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を5～6回までに制限する規定等海外の事例をあげている。その上で、「これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである」、「猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである」としている。ただし、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制に任せるべきであるとの意見についても付記している。⁽²³⁾

(5) 飼養施設の適正化

現行制度では、細目第3条から第5条にかけて、飼養施設の設備の構造・余裕度、設備の管理、動物の管理等が規定されている。しかしケージの大きさや1つのケージに入れる動物の数等具体的な数値規制は定められておらず、数値規制の是非や対象動物、規制方法等が小委員会における論点となった。小委員会でも問題点として、

ケージの大きさ等が具体的に数値規制されていないと、事業者に対する指導の徹底が困難と指摘されている。⁽²⁴⁾

検討報告書は、「各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設のサイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない」と指摘している。その上で、「数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有された」としている。しかし、具体的な規制方法や数値については、検討報告書では様々な意見を示しているにとどまる。⁽²⁵⁾

(6) 動物取扱業の業種追加の検討－特に動物の死体火葬・埋葬業者について

(i) 検討報告書での記述

検討報告書では、①動物の死体火葬・埋葬業者、②両生類・魚類販売業者、③老犬・老猫ホーム、④動物の愛護を目的とする団体、⑤教育・公益目的の団体を「新たな追加業種の候補として考えられる」としている。ただし検討報告書は、これらの業種を「追加した場合、現状の自治体による登録や監視体制等について実効性が低下する可能性もあり、検討に当たってはこれに十分配慮する必要がある」としており、さらに「業種によっては、実態把握を目的とした届出制の対象とするような業種区分の導入が必

(20) 犬や猫の幼齢期の経験や行動の発達に関する様々な科学的知見については、James Serpell and J.A. Jagoe「第6章 初期の経験と行動の発達」ジェームス・サーペル編（森裕司監修・武部正美訳）『犬—その進化、行動、人との関係』チクサン出版社，1999，pp.121-151。（原書名：James Serpell, ed., *The Domestic Dog: its evolution, behavior and interactions with people*. 1995.）；前掲注(19)，pp.2-10.

(21) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5)，p.3.

(22) 「資料4 繁殖制限措置について」（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第5回）配布資料）2010.10.20. <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-05/mat04.pdf>>

(23) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5)，pp.3-4.

(24) 「資料5 飼養施設について」（中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第5回）配布資料）2010.10.20. <<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-05/mat05.pdf>>

(25) 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 前掲注(5)，p.4.

要」との意見も付記している。⁽²⁶⁾

上記各業種のうち特に一般からの注目度が高いと見られる「動物の死体火葬・埋葬業者」について、検討報告書では、①動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉の推進という観点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわないと考える、②現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督を行っている自治体もあることから、新たに業種として追加する必要性は無いとの意見が強かった、と記述している。その一方で、「(動物愛護管理法)第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、動物の葬送についても業種に含むべきとの意見もあった」ともしている。⁽²⁷⁾

なお、動物火葬・埋葬業者に係る現在の法制度等につき、以下に詳細に記述しておく。

(ii) 現行制度での動物の死体火葬・埋葬業者規制

前述のとおり、ペット火葬場や霊園等をめぐるとラブルが生じる例が多く見られ、報道でも取り上げられている。しかし現時点では、国レベルではペット霊園・火葬場等の事業の規制を行っておらず、これら事業において取り扱われ

る動物の死体に関する法律は存在しない状況である⁽²⁸⁾。そのため、動物火葬・埋葬業者に関する規制は、地方自治体、特に市町村レベルの条例等に委ねられているのが現状である。

(iii) 動物の死体火葬・埋葬業者規制に関する条例

地方自治体におけるペット霊園・火葬場規制として、最も古い例に属すると見られるものは、平成2(1990)年6月に施行された広島県黒瀬町(現在は東広島市に合併、消滅)の「ペット火葬場設置に関する条例」である⁽²⁹⁾。その後、千葉縣市原市がこの種の条例を定め(市レベルでは初めての例に属すると思われる)、平成13(2001)年1月に施行した⁽³⁰⁾。これ以降本格的に各地でペット霊園・火葬場等を規制する条例が制定されていく。

現在のところ、地方自治体によるペット霊園・火葬場を規制する法的規制の手段としては、①ペット霊園・火葬場を規制する条例を定める例⁽³¹⁾、②既存の他の種類の条例にペット霊園・火葬場を規制する条文を盛り込む例⁽³²⁾、③ペット霊園・火葬場を規制する指導要綱を定める例⁽³³⁾の3種類があげられる。ただし指導要綱については、住民がいくら反対しても、業者が強引に霊園等を設置する場合には何の規制にもならない旨の指摘もなされている⁽³⁴⁾。

(26) 同上。なお、「老犬・老猫ホーム」を動物愛護管理法における動物取扱業者に追加する政令が、平成24年1月17日に閣議決定された。

(27) 同上, p.5.

(28) 泉健太衆議院議員質問主意書「動物霊園(ペット霊園)事業に関する質問主意書」第161回国会衆議院質問第26号(平成16年10月21日)及び政府答弁書(平成16年10月29日)

(29) 「第8章 ペット霊園条例の作り方」阿部泰隆監修『やわらか頭の法戦略一統・政策法学講座』第一法規, 2006, p.135.

(30) 「市原市ペット霊園の設置の適正化に関する条例」

(31) 上記市原市条例のほか、埼玉県の「日高市ペット霊園の設置等に関する条例」、「新潟県柏崎市ペット葬祭施設の設置等に関する条例」、沖縄県の「中城村ペット霊園の設置等に関する条例」、千葉県の「我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」が例としてあげられる。

(32) 東京都の「あきる野市都市環境条例」や「練馬区まちづくり条例」が例としてあげられる。

(33) 兵庫県「神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱」(詳細は阿部監修 前掲注⁽²⁹⁾, p.134. 参照)、「加古川市ペット霊園の設置等に関する指導要綱」、岐阜県の「大垣市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱」などが例としてあげられる。

(34) 阿部監修 同上, p.134.

具体的な条例による規制の内容としては、例えば市原市の条例は、①設置の許可基準（立地条件）を設定（第4条）、②市長の是正命令（第5条第2項）、③許可基準を満たさないペット霊園につき市長の許可取消し命令（第9条）、④違法にペット霊園を設置した者への市長の使用禁止命令（第10条）を定めている。市原市以後に制定した自治体の条例では、⑤違反業者の公表⁽³⁵⁾、⑥事前説明会等の実施義務⁽³⁶⁾、⑦違反業者への罰則⁽³⁷⁾、⑧移動火葬車の規制⁽³⁸⁾等についても規定している。

II 欧米における動物取扱業の現状と法制

1 欧州

(1) 動物取扱業をめぐる市場等の現状

欧州ペットフード産業連盟（European Pet

Food Industry Federation: FEDIAF）の調査によると、2010年の欧州（ロシア除く）では7千万世帯が最低1頭のペットを所有しており、ペット数は欧州連合（EU）で約2億、ロシアを含む欧州全体で約2億4千万に上るとされる（内訳は表1参照）。ペット産業関連の雇用を見ると、ペットフード産業での直接的な雇用は5万人、間接的な雇用（獣医師等）は50万人に上ると推定されている。また、ペットフードの売上量は2010年で830万トン、総売上高は135億ユーロ（約1.4兆円⁽³⁹⁾）に上り、ペット関連製品・サービスの総売上高も105億ユーロ（約1.1兆円）に上るとされる。⁽⁴⁰⁾

(2) 欧州評議会—ペット動物の保護に関する欧州条約

欧州において動物取扱業に関する法として特

表1 欧州連合（EU）、ロシアを含む欧州におけるペット数等

（単位：万）

	EU	ロシアを含む欧州
猫	6,445	8,471
犬	6,023	7,364
鳥	3,922	4,259
小動物	2,461	3,064
魚類観賞用水槽*	827	922

* 水槽数で換算している。

（出典）FEDIAF, *Facts & Figures 2010*. FEDIAF Website <http://www.fediaf.org/fileadmin/user_upload/facts_and_figures_2010.pdf> に基づき筆者作成。

(35) 平成14（2002）年4月に施行された埼玉県日高市の条例は、市長が使用禁止命令に違反したペット霊園設置者を公表できるとの権限を定めた（第17条）。違反業者の公表を定めた例は、これが最初の例に属すると見られる。

(36) 平成16（2004）年1月に施行された新潟県柏崎市の条例は、業者は申請をするに当たり、あらかじめ、施設の設置について説明会を開催すること等により、当該設置に係る周辺の住民の理解を十分に得よう努めなければならない、と定めている（第5条）。

(37) 柏崎市の条例は、全国で初めて条例に違反した業者に対する罰則（50万円以下の罰金）を定めた（第20条）。阿部 監修 前掲注(29), p.139.

(38) 移動式の火葬施設を規制する条例としては、平成18（2006）年4月に施行された沖縄県中城村の条例が、最初期の例と見られる（第2条）。最近では、平成22（2010）年11月に施行された千葉県我孫子市の条例のように、「移動火葬車」と明記して定義する例もある（第2条第5号）。

(39) ユーロとドルのレートは「（参考）税関長公示レートの月平均、年平均」税関ホームページ<<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/kawase2011/monthly-average.pdf>> の2011年12月平均レートに基づく。また、英ポンドのレートは「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場（関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第1条の規定により税関長が公示する相場）適用期間：平成24年1月1日から平成24年1月7日まで」p.2.<<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/kawase2012/kouji-rate20120101-0107.pdf>> に基づく。以下、本稿では同様である。

(40) FEDIAF, *Facts & Figures 2010*. FEDIAF Website <http://www.fediaf.org/fileadmin/user_upload/facts_and_figures_2010.pdf>

に重要なものは、欧州評議会⁽⁴¹⁾が1987年に署名開放し、1992年に発効した「ペット動物の保護に関する欧州条約」(European Convention for the Protection of Pet Animals. 以下、「ペット動物保護条約」とする。)⁽⁴²⁾である。欧州評議会は、欧州において最も早くから動物保護に取り組んでいた国際機関であり、1961年に欧州評議会議員会議が動物の国際輸送に関する勧告を閣僚委員会に行ったことを嚆矢に、現在までに輸送、畜産、屠殺、実験動物、ペット動物に係る5種類の欧州条約(European Convention)を制定している。

ペット動物保護条約は、現時点でもペット動物の保護を全般的に取り決めている唯一の国際的な法である。それに加えて、2011年12月現在ですでに欧州評議会加盟国のうち22か国が批准(ほか2か国が署名済)しており、批准国の中にはドイツ、フランス、イタリア、さらに北欧諸国など欧州主要国が含まれている⁽⁴³⁾。そのため、現在でもこの条約が欧州のペット動物保護政策に与える影響は大きい。同条約は、ペット動物に対する人間の道德義務やペットの存在意義等についてその立場を前文で掲げ、ペット

動物の福祉に関する原則(動物福祉の基本原則、ペットを飼育する者の責任、ペット動物関連施設、非医療目的の外科手術の制限等)などを盛り込んでいる。

なお、ペット動物保護条約には、条約加入国に国内での法規制定等を求めている条文は見当たらない。一般には、加入国が同条約を国内でどのように具体化するかは、各加入国の裁量に任せられていると考えられる。⁽⁴⁴⁾

ペット動物保護条約第1条は、ペット動物取引と商業的繁殖及び預かりについて定義を明記している。「ペット動物取引」(trading in pet animals)とは、利益を目的として実施される相当量での日常的商取引を意味し、ペット動物の所有権変更を含む。「商業的繁殖及び預かり」(commercial breeding and boarding)とは、主に利益を目的としている相当量の繁殖又は預かりを意味する。また条約第2条は、ペット動物保護条約の範囲・適用を定めており、取引や商業的繁殖施設、預かりのための施設(すなわち、動物取扱業関連施設)の管理下にあるペット動物についても、同条約の対象として含むことを明記している。

(41) 1949年、人権、民主主義、法の支配という共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大を目的としてフランスのストラスブールに設立された国際機関である。欧州連合(EU)とは別個の独立した機関であるが、欧州連合運営条約第220条に基づく協力関係等により、両機関は緊密に連携している。欧州評議会加盟国は47か国(EU全加盟国、南東欧諸国、ロシア、トルコ、旧ソ連諸国の一部)で、オブザーバー国は日本・米国・カナダ・メキシコ・パチカンの5か国。欧州評議会議員会議や閣僚委員会等その他詳細は、「欧州評議会(Council of Europe)の概要」2011.11. 外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>> を参照。

(42) 「ペット動物の保護に関する欧州条約」の条文、解説書(Explanatory Report)等は、“European Convention for the Protection of Pet Animals CETS No. 125.” Council of Europe Homepage <<http://conventions.coe.int/treaty/Commun/QueVoulezVous.asp?NT=125&CL=ENG>> を参照。条文の和訳は、『動物保護法の策定と運用のために(改訂版)』(ALIVE資料集No.23)地球生物会議ALIVE, 2005, pp.73-79; 西川理恵子・鈴木一雄「ペット動物の保護に関する欧州協定」ペット六法編集委員会編『ペット六法一用語解説・資料篇(第2版)』誠文堂新光社, 2006, pp.33-36. がある。主な内容については、諸橋邦彦「欧州におけるペット動物保護の取組みと保護法制」『レファレンス』720号, 2011.1, pp.67-73. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072005.pdf>> を参照。

(43) 1987年11月13日の署名開放後、条約を最初に批准した国はノルウェー(1988年2月3日)である。それにスウェーデン(1989年3月14日)、ドイツ(1991年5月27日)が続き、4か国目としてルクセンブルクが1991年10月25日に批准し、1992年5月1日に同条約は発効した。それ以降に署名・批准完了をした国の詳細については、European Convention for the Protection of Pet Animals CETS No.125, Chart of signatures and ratifications <<http://conventions.coe.int/treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=125&CM=&DF=&CL=ENG>> を参照。

(44) Jörg Polakiewicz, *Treaty-Making in the Council of Europe*, Strasbourg: Council of Europe, 1999, p.154.

2 英国

(1) 動物取扱業をめぐる市場等の現状

英国のペットフード製造協会 (Pet Food Manufacturers Association: PFMA) の2011年統計によると、2011年の英国では全世帯の約46%にあたる約1200万世帯がペットを飼っており、魚類を除くと約2200万のペット動物（そのうち、犬・猫は共に約800万と推定される）が飼育されていると見積もられている。なお魚類は4000万以上の数にのぼると推測されている⁽⁴⁵⁾。ペット産業についても順調に規模が拡大しており、特にペットフードについては、PFMAによれば2009年の時点で約20億ポンド（約2431億円）の規模となっているとされる⁽⁴⁶⁾。

(2) 動物取扱業をめぐる法制

英国は欧州各国の中でも、歴史的に最も早く動物保護の制度に取り組んだ国であるといえる。その英国でも、19世紀より前の動物保護法令は、いわば人間の都合から、人間のために動物を保護する性格が明確なものであり、動物の福祉という観点からの保護を目的とするものとは言い難かった。

動物の福祉という観点からの動物保護立法として画期となったのは、1822年に畜牛の虐待・不当な取扱いを防止する法律として成立した家畜虐待防止法（いわゆる「マーティン法」）である。さらに1824年には、政府による動物虐待防止関連法の適切な執行を監視するための

団体として動物虐待防止協会（The Society for the Prevention of Cruelty to Animals: SPCA）が成立した。これは欧州各国における初の動物保護協会である。SPCAは1840年に“Royal”を冠することを許されて王立動物虐待防止協会（RSPCA）となり、現在に至るまで動物福祉のための幅広い活動を展開している⁽⁴⁷⁾。

1911年には現在の動物保護制度の基礎を築くことになる「1911年動物保護法」が成立している。これら以外にもさまざまな動物保護関連の法令が制定されていき、1911年以降の英国における動物福祉に関して制定された法令は膨大な数に上っている。そして2006年、これまでの動物福祉に関する20以上の法規を整理・統合した「2006年動物福祉法」(Animal Welfare Act 2006 (c.45))⁽⁴⁸⁾が制定され、英国の動物保護法の歴史は新たな展開を迎えていると言える。

なお英国は2011年12月現在、欧州評議会のペット動物保護条約につき署名も批准も行っていない。ただし、2006年動物福祉法においては、動物の福祉に関する犯罪や保護者の同意なき16歳未満の動物購入等禁止など、ペット動物保護条約の影響を窺い得る条項も見受けられる。

上記多数の法令の中でも、特に動物取扱業と関連する主な法令としては、2006年動物福祉法その他、ペット動物の販売を規制するための法律である1951年ペット動物法 (Pet Animals Act 1951 (c.35))⁽⁴⁹⁾、動物収容施設⁽⁵⁰⁾の保持等につき規制する法律である1963年動物収容施

(45) PFMA, “PET POPULATION 2011.” <<http://www.pfma.org.uk/pet-population-2011/>>; “TOP TEN PETS 2011.” <<http://www.pfma.org.uk/top-ten-pets-2011/>>

(46) PFMA, “MARKET DATA.” <<http://www.pfma.org.uk/market-data/>>

(47) RSPCAの活動の詳細に関しては、青木人志『日本の動物法』東京大学出版会、2009、pp.233-245; 諸橋 前掲注(42)、pp.75-78.を参照。

(48) テキスト全文は、Legislation.gov.uk <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>>を（和訳は、『海外の動物保護法7 英国編 英国2006年動物福祉法』（ALIVE資料集 No.26）地球生物会議 ALIVE, 2007.を参照）、同法の凡例（Explanatory Notes）は、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/pdfs/ukpgaen_20060045_en.pdf>を参照。同法の主な条文に関する解説は、諸橋 同上、pp.80-85.を参照。

(49) テキスト全文は、Legislation.gov.uk <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/14-15/35>>を参照。和訳は、西川理恵子・鈴木一雄「イギリス法」ペット六法編集委員会編 前掲注(42)、pp.15-17.を参照。ただし和訳には、2006年動物福祉法による改正は反映されていない。

設法 (Animal Boarding Establishments Act 1963 (c.43))⁽⁵¹⁾、犬の商業用繁殖の規制、犬の繁殖を行っている建物への立入検査実施および子犬の輸送の統制等を実施するための法律である 1973 年犬の繁殖法 (Breeding of Dogs Act 1973 (c.60))⁽⁵²⁾、さらに 1973 年法を改正して規制を強化し、繁殖業者による犬の販売の規制も加えた 1999 年動物の繁殖及び販売 (福祉) 法 (Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999 (c.11))⁽⁵³⁾等があげられる。すなわち各種動物施設の特徴に基づき、個別法を制定して規制する形になっていることが、英国の法制の特徴の 1 つとしてあげられる。

3 ドイツ

(1) 動物取扱業をめぐる市場等の現状

家庭動物産業協会 (Industrieverband Heimtierbedarf: IVH) の 2010 年統計によると、ドイツにおけるペット動物の総数は約 2230 万にのぼる (魚類、爬虫類除く。動物種類別での所有世帯の割合、動物数については表 2 参照)。ペット産業についても、ペットフード産業が約 28 億ユーロ、ペットアクセサリ産業が約 9 億ユーロ、これら 2 つの産業の合計で約 37 億ユーロ (約 3831 億円) の市場規模となっている。⁽⁵⁴⁾

(2) 動物取扱業をめぐる法制

ドイツも英国に劣らず動物保護への関心は初期から高かった。1837 年には、アルベルト・クナップ (Albert Knapp) 牧師により動物保護協会 (Tierschutzverein) が設立された⁽⁵⁵⁾。この種の協会の創設は、英国に次いで欧州では 2 番目、大陸各国では初となる。19 世紀のザクセン、バイエルン、プロイセン等の地域における動物虐待罪の規定が嚆矢となる形で、1871 年にはドイツ帝国刑法典において動物虐待罪規定が設けられた。ただし、浦川道太郎早稲田大学教授は、この規定は一般人の感情に著しい不快感を与えるような動物の虐待を処罰する内容となっており、動物自体の保護というより人の感情を保護するもので、人間中心的な動物保護と評価されるべきものであると指摘している⁽⁵⁶⁾。

1933 年にナチスが政権を掌握すると、動物保護の基礎となる法整備を開始し、同年 11 月 24 日には、「動物保護法」(Tierschutzgesetz. Vom

表 2 ドイツにおけるペット所有世帯数の割合及びペット数等

	世帯数割合 (%)	ペット数又は設備数 (単位: 100 万)
猫	16.3	8.2
犬	13.2	5.3
小動物	5.0	5.3
鳥	4.9	3.5
淡水魚を飼っている庭池*	4.1	2.2
魚類観賞用水槽*	4.3	2.0
爬虫類	1.2	0.4

* 池の数、水槽数で換算している。

(出典) IVH, "The German Pet Market 2010 Structure & Sales Data." IVH Website <http://www.ivh-online.de/uploads/media/The_German_Pet_Market_2010.pdf> に基づき筆者作成。

(50) ここで言う「動物収容施設」とは、商業目的で他者の動物を収容する (宿泊させる、預かるなど) 何らかの土地・建物を指す (第 5 条第 1 項前文)。

(51) テキスト全文は、Legislation.gov.uk <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1963/43>> を参照。

(52) テキスト全文は、Legislation.gov.uk <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1973/60>> を参照。1999 年動物の繁殖及び販売 (福祉) 法による改正も反映されている。

(53) テキスト全文は、<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/11/contents>> を参照。

(54) IVH, "The German Pet Market 2010: Structure & Sales Data." <http://www.ivh-online.de/uploads/media/The_German_Pet_Market_2010.pdf>

(55) この節は、浦川道太郎「ドイツにおける動物保護法の生成と展開—付・ドイツ動物保護法 (翻訳)」『早稲田法学』78 巻 4 号, 2003, pp.195-203. に拠っている。

24. November 1933 (RGBl. I S. 987) を制定した。1933年動物保護法は現在の動物保護制度の基礎を築いたものとなり、また、浦川教授によれば、それまでの人の情緒的感情を守るための動物保護から、動物を「それ自体として保護」する姿勢に転換するものとなった⁽⁵⁷⁾。

第2次大戦後、ドイツは1933年動物保護法を何度も改正するなど動物保護法制の整備をさらに進めた。その中でも、1986年の改正で法律の目的を「同じ被造物たる動物に対する人の責任として、動物の生命や健康を保護することにある」旨を示したこと、さらに1990年の民法改正で「動物は物ではない」(第90a条)と定めたこと等が特に注目される⁽⁵⁸⁾。さらに2002年には、憲法(基本法)に動物保護の規定を盛り込む改正(第20a条の改正)も行った⁽⁵⁹⁾。

動物取扱業に関しては、動物の取扱い、飼育、保有、取引について各種規制を定める現行の動物保護法(Tierschutzgesetz vom 24. Juli 1972 (BGBl. I S. 1277): TierSchG)⁽⁶⁰⁾や、この動物保護法に基づき犬の飼育や取引等について定めた2001年5月2日の「犬の保護に関する命令」(Tierschutz-Hundeverordnung vom 2. Mai 2001 (BGBl. I S. 838): TierSchHuV)⁽⁶¹⁾等が重要な法令となっている。またペットの埋葬に関しては、「動物の副産物除去法の実施に関する命令」(Verordnung zur Durchführung des Tierische Nebenprodukte-Beseitigungsgesetzes vom 27. Juli

2006 (BGBl. I S. 1274): TierNebV)⁽⁶²⁾において若干の条項が定められていることは注目され得よう。ドイツの動物取扱業に係る法制は、英国のそれとは異なり、少なくとも連邦法レベルでは各種動物施設の特徴に基づき個別法を制定して規制する形はとっていない。

4 米国

(1) 動物取扱業をめぐる市場等の現状

米国ペット製品協会(American Pet Products Association: APPA)の2011-2012年統計によると、米国全世帯の62%にあたる7290万世帯がペットを所有している(動物種類別の所有世帯数と動物数は表3参照)。また、ペット産業全体での売上額は2011年で508.4億ドル(約3兆9千億円)と見込まれており、1994年時点の約3倍の規模にまで拡大している(1994年以降の推移と分野別の現況については表4・表5参照)⁽⁶³⁾。

(2) 動物取扱業をめぐる法制

米国でも動物保護団体の登場は、英国やドイツ同様に比較的早い。1866年にヘンリー・バーグ(Henry Bergh)によって設立された米国動物虐待防止協会(The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals: ASPCA)が、この種の団体としては最初の例である。

連邦レベルでの法制については、1966年に動物福祉法(Animal Welfare Act of August 24, 1966,

(56) 同上, pp.195.

(57) 同上, pp.195-196.

(58) 浦川 同上, p.197; 吉田眞澄「ドイツ法」ペット六法編集委員会編 前掲注(42), pp.18-20. なお我が国では、民法第195条等により、動物は動産(物)として扱われる。

(59) 浦川 同上; 吉田 同上, p.20; 渡邊齊志「短信 ドイツ: ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入」『外国の立法』No.214, 2002.11, pp.177-184. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21406.pdf>>

(60) 現行の動物保護法のテキスト全文は、Gesetze im Internet (Bundesministerium der Justiz) <<http://www.gesetze-im-internet.de/tierschg/index.html>> を参照。動物保護法の和訳は、浦川 同上, pp.205-236. を参照。

(61) テキスト全文は、Gesetze im Internet <<http://www.gesetze-im-internet.de/tierschhuV/index.html>> を参照。和訳は、「ドイツの動物保護法—犬に関する政令—」地球生物会議 ALIVE ホームページ <<http://www.alive-net.net/law/kaigai/wlaw-doitu2.html>> を参照。

(62) テキスト全文は、Gesetze im Internet <<http://www.gesetze-im-internet.de/tiernebv/index.html>> を参照。

(63) APPA, "Industry Statistics & Trends." <http://www.americanpetproducts.org/press_industrytrends.asp>

表3 米国におけるペット動物の飼育状況

(2011-2012年統計。単位：100万)

	世帯数	動物数
鳥	5.7	16.2
猫	38.9	86.4
犬	46.3	78.2
馬類	2.4	7.9
淡水魚	11.9	151.1
海水魚	0.7	8.6
爬虫類	4.6	13.0
小動物	5.0	16.0

(出典) "Industry Statistics & Trends." APPA Website

<http://www.americanpetproducts.org/press_industrytrends.asp>に基づき筆者作成。

表4 米国におけるペット産業の売上額の推移

(単位：億ドル)

年	売上額	年	売上額
1994	170	2005	363
1996	210	2006	385
1998	230	2007	412
2001	285	2008	432
2002	295	2009	455
2003	324	2010	483.5
2004	344	2011*	508.4

*2011年は予測値

表5 米国におけるペット産業の分野別売上額

(単位：億ドル)

	2011年*	2010年
フード	195.3	187.6
サプライ・一般医薬品	114	109.4
獣医診察	141.1	130.1
生体購入	21.5	21.3
グルーミング・預かり等	36.5	35.1

*2011年は予測値

Public Law 89-544) が制定されている⁽⁶⁴⁾。この法律は、研究等の目的に使用される犬、猫、人間以外の霊長類、モルモット、ハムスター、ウサギ等の輸送・販売・取扱いを規制する権限を農務長官に授権し、また、犬・猫の「業者」(dealer)への免許・検査や競売市場での人道的取扱いを求めるものである⁽⁶⁵⁾。しかしこの法律は、ペット動物に係る動物取扱業を規制する法律としては十分なものではないと指摘されている。特に、「業者」の定義において、①研究施設・展示業者・ディーラーに動物を販売する店舗を除く「小売ペット販売店」(retail pet store)、②野生動物・犬・猫の販売または販売の交渉を行わず、かつ、その他の動物の販売においていかなる暦年においても500ドルを超える利益を得ていない個人が除外されている⁽⁶⁶⁾。そのため、小売ペット販売店に加え、趣味的な経営のブリーダー、動物収容施設(公共・民間とも)などが法の対象外

となっていることに留意する必要があるとされている⁽⁶⁷⁾。

また、悪質なブリーダーや売主からペット動物の購入者である消費者を保護するための連邦法として「子犬保護法案」(H.R. 3718 [102nd Congress]: Puppy Protection Act)⁽⁶⁸⁾、通称「レモン・ロー」(Lemon Laws)⁽⁶⁹⁾が1991年11月に連邦議会に提出されたが、成立には至らなかった。ペット販売店や商業施設を狙いとする同法案に、小規模で趣味的な経営のブリーダーが衝撃を受けて反発し、廃案に追い込まれたとされる。⁽⁷⁰⁾

しかし近年、後述(Ⅲ-2-(2))するような繁殖業者によるインターネットを通じての動物販売が大規模化し、これらの業者が動物福祉法の規制下に入らないために、動物の福祉や消費者(購入者)の権利が侵害される問題が発生している。このような業者を規制するために、2011年

(64) 1966年動物福祉法は、その後2008年まで7回改正されている。2002年までの6回分の改正を反映した条文の和訳は、西川理恵子・鈴木一雄「アメリカ法 動物福祉法(修正) 合衆国連邦法令集2131および後続条項」ペット六法編集委員会編 前掲注(42), pp.37-44. を参照。

(65) "Government and Professional Resources - Animal Welfare Act." United States Department of Agriculture, National Agricultural Library Website <http://awic.nal.usda.gov/nal_display/index.php?info_center=3&tax_level=3&tax_subject=182&topic_id=1118&level3_id=6735&level4_id=0&level5_id=0&placement_default=0>

(66) 7 U. S. C. 54 § 2132 (f).

(67) Born Free USA, "The Current State of Pet Shop Laws." Born Free USA Website <http://www.bornfreeusa.org/b4a1_petshoplaws_currentstate.php>

(68) govtrack.us <<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h102-3718>>

(69) 欠陥ある製造物・商品を購入した消費者を強制的な措置等により保護する法律のことを指す。本来"lemon"とは欠陥車を意味する。

(70) 長谷川貞之「アメリカのペット法事情」『法律時報』73巻4号, 2001.4, p.11.

2月28日に「子犬の統一的な保護及び安全に関する法律案」(H.R. 835 [112th Congress]: Puppy Uniform Protection and Safety Act)⁽⁷¹⁾が下院に提出され、現在審議がなされている。

その一方、州レベルでは、動物の福祉を保護するため、あるいは消費者の権利を保護するために、様々な動物取扱業規制の法制が定められている。「レモン・ロー」も、いくつかの州において制定が実現しているケース(Ⅲ-2-(2)-(ii)参照)が見られるなど、州レベルの法制は、米国におけるペット動物に係る動物取扱業の規制において重要な位置付けにあると言える。ただし、各州での動物取扱業の規制方法・対象は多様であり、米国全体における動物取扱業の規制の在り方を統一的に把握することは困難である。

Ⅲ 各論点における海外法の規制

本節では、Iでとりあげた主な論点である6つの分野に沿って、具体的な規制のあり方を紹介していく。ただし、規制の手法は実に多様なものがあり、例えばケージの大きさや高さ、幼齢個体の販売が可能となる日齢等については、同じ国の中でも自治体や州の間で数値が異なるケースがある。また、論点ごとに欧州・英国・ドイツ・米国のすべてについて解説しているものではないことを、お断りさせていただきたい。

1 深夜販売(動物のストレス軽減)

ペット動物の深夜販売そのものを直接禁止している法制度は、欧米主要国ではあまり見当たらないのが現状である。ただし生体に対するストレスを軽減するために照明等に配慮するよう求める規制はいくつか見られる。

(1) 英国

英国では、ペットショップ・動物収容施設・犬用繁殖施設の運営についていずれも地方当局(自治体)による許可制をとっている。この許可にあたって地方当局は、動物の収容場所が大きさ、温度、照明、換気及び清潔さにつき適切であるかを考慮するものとしている(1951年ペット動物法第1条第3項a号、1963年動物収容施設法第1条第3項a号、1973年犬の繁殖法第1条第4項a号)。

(2) ドイツ

ドイツでは、犬の保護に関する命令第5条第1項が、犬の屋内飼育につき自然採光が確実に保証されている室内でのみ許される、と定める(同項第1文)。人間の居住用ではない室内で飼育する場合には、自然光を採り入れるための窓面積は少なくとも床面積の8分の1に達していなければならない(同項第2文)、自然採光がほとんどできない室内の場合には、自然の昼夜の長さに合わせて照明を施さねばならない(同項第4文)。第1文に違反している場合には、動物保護法第18条第1項第3号aに定める秩序違反(Ordnungswidrigkeit)⁽⁷²⁾を犯すことになり、2万5千ユーロ(約259万円)以下の過料を科される(第12条第1項第4号)。

(3) 米国

米国では、動物保護のための非営利団体Born Free USAの調査によると13州⁽⁷³⁾とコロンビア特別区が、清潔さを付与し、動物の病気・怪我の徴候を調べるために十分な照明を求める法制度を定めている⁽⁷⁴⁾。

例えばデラウェア州では、デラウェア法典(Delaware Code)において、犬への照明につき、

(71) govtrack.us <<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h112-835>>

(72) 行政上の違反の種類の一つで、過料を科されるもの。

(73) コロラド、デラウェア、カンザス、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、オレゴン、バージニア

(74) Born Free USA, *op.cit.*(67)

①屋内収容施設の犬には、自然または人工による十分な照明を与えること、②屋内の照明は、犬の体調の観察や施設内の定期巡回・清掃に十分な量であること、③屋内の犬には、自然照明・人工照明のいずれであれ通常の日照サイクルを提供すること、④犬を過度の照明から保護する覆いをする事等を定めている⁽⁷⁵⁾。またメイン州は、メイン州規則集 (Code of Maine Rules) において、ペットショップにおけるすべての動物につき、1日あたり最短でも8時間の照明にさらさなければならないことを定めている⁽⁷⁶⁾。

2 移動販売、インターネット販売、オークション市場

(1) 英国

英国では、1951年ペット動物法第2条において、道路、公共の場所、市場の荷車等におけるペット販売は有罪となることを定めている。有罪となった者は、3月を超えない収監レベル2 (500ポンド。約6万円) を超えない罰金、あるいはその両方を科せられることになる (第5条第1項)。

(2) 米国

(i) 農務省監察総監室の勧告

米国では、農務省監察総監室 (Department of Agriculture, Office of Inspector General) が2010年5月に公表した監察報告書において、動物福祉法に定める「小売ペット販売店」(retail pet

store) の定義からインターネットによる動物販売業者を除外する法改正を行い、これら業者を動物福祉法の規制下に置くよう勧告を行った⁽⁷⁷⁾。背景としては、多数の繁殖業者が「小売ペット販売店」の定義を「抜け穴」として動物福祉法に基づく立入検査や許可制等の規制を逃れる事態が広がっており、これら業者の下にある動物たちの福祉の保証や購入者 (消費者) の権利の保護が困難となっている状況があげられている⁽⁷⁸⁾。農務省動物検疫局 (APHIS) も監察総監室の勧告に同意した⁽⁷⁹⁾。

なお、現在下院で審議中の「子犬の統一的な保護及び安全に関する法律案」は、新たに「大規模小売繁殖業者」(high volume retail breeder) という概念を設定しようとしている。「大規模小売繁殖業者」とは、商売上の報酬または利益を目的として、1頭以上の繁殖用雌犬を所有または世話し、かつ、ペット用とする当該繁殖用雌犬の子を、1年間に50頭を超えて何らかの譲渡手段 (インターネット・電話・新聞を含む) を通し販売または販売の勧誘を行った者である、と定義している。このような形で、問題となっているインターネットによる販売業者を動物福祉法の規制下に置くことを意図している。

(ii) レモン・ロー

連邦レベルでは成立がならなかったものの、現時点までに16州⁽⁸⁰⁾で、いわゆる「レモン・ロー」、すなわちペットショップから病気を抱

(75) Del. Code. tit. 9 Ch. 9 Subch.I, § 904 (b)-(3). Online Delaware Code Website <<http://delcode.delaware.gov/sessionlaws/ga145/chp179.shtml>>

(76) Code Me. R. 01-001 Ch. 701, § I-K. Maine.gov <<http://www.maine.gov/sos/cec/rules/01/001/001c701.doc>>

(77) U.S. Department of Agriculture, Office of Inspector General, *Animal and Plant Health Inspection Service Animal Care Program Inspections of Problematic Dealers*, May, 2010, p.38. USDA Website <<http://www.usda.gov/oig/webdocs/33002-4-SF.pdf>>

(78) *ibid.*, pp.36-37.

(79) *ibid.*, p.38.

(80) アリゾナ、カリフォルニア、コネティカット、デラウェア、フロリダ、メイン、マサチューセッツ、ミネソタ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルバニア、サウスカロライナ、バーモント、バージニア

える動物を購入した消費者のための特別な償還請求手段を制定している⁽⁸¹⁾。例えばカリフォルニア州では、衛生安全法典 (California Health and Safety Code) において「レモン・ロー」を定めている。それによると、犬を購入後15日以内に獣医師によりその犬が何らかの病気を有している、または購入後1年以内に獣医師によりその犬が先天的・遺伝的な病気を有しているなど販売に適さない動物であると診断された場合には、購入者は、一定条件の下でペット業者に対し償還請求を行うことができることを定めている。購入後15日以内に犬が死亡した場合も、原則として同様である。これらの際に購入者は、①業者に犬を引き渡し、業者から購入代金や診察代等の償還を受ける、②業者に同価値の犬と交換してもらい、業者から診察代等の償還を受ける、③そのまま犬を保有して業者から購入代金の150%を超えない治療費等を受ける、のいずれかを選択することができる。⁽⁸²⁾

3 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

(1) 英国

英国では、1999年犬の繁殖及び販売 (福祉) 法において、繁殖施設の経営者による犬の販売について新たに規制を設けている。その中で、許可された繁殖施設の経営者が許可されたペットショップ等の経営者以外の者に8週齢未満の犬を販売すると有罪になる、と定められている (第8条第1項c号)。この場合の当該経営者は、3月を超えない収監レベル4 (2,500ポンド。約30万円) を超えない罰金、あるいはその両方を科せられることになる (第9条第1項)。また裁

判所は、当該経営者が得ていた許可を取り消すことができ、さらに適切と考える期間、その者が繁殖施設の経営や犬の飼養をなし得ないようにすることもできる (同条第2項)。

ペットショップの幼齢生体販売禁止は、自治体レベルの許可要件で定められており、離乳していない生体の販売禁止を要件としている例は多い。詳細な規定につき自治体間での統一基準は見当たらないが、例えばロンドンのサザーク特別区は、あらゆる離乳していない動物の生体、特に犬と猫については6週齢未満の生体の販売禁止を要件としている⁽⁸³⁾。一方、ケント郡のセブンオークス地区は、犬と猫について8週齢未満の生体の販売禁止を要件としている⁽⁸⁴⁾。

(2) ドイツ

ドイツでは、犬の保護に関する命令第2条が犬の飼育に関する全般的規定を定めている。その中の第4項において、8週齢未満の子犬を母犬から引き離してはならないと定めている。医学的診断に基づく必要等の場合は例外となるが、その場合でも8週齢までは母犬と一緒に育てなければならない。これに違反して子犬を母犬から引き離した場合は、動物保護法第18条第1項第3号aに定める秩序違反を犯すことになり、2万5千ユーロ以下の過料を科される (第12条第1項第1号)。

(3) 米国

米国では、23州⁽⁸⁵⁾とコロンビア特別区が何らかの形で離乳していない動物の販売を禁止している。そのうちの多くの州では、犬と猫につ

(81) Born Free USA, *op.cit.*(67)

(82) CAL. HEALTH & SAFETY CODE § §122160, 122165, 122170, 122175, 122185. Official California Legislative Information Website <<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=hsc&group=122001-123000&file=122125-122220>>

(83) "Schedule Of Conditions Pertaining To Licences." Southwark Council Website <http://www.southwark.gov.uk/download/743/pet_shop_licensing_conditions>

(84) "STANDARD LICENCE CONDITIONS - PET SHOPS." Sevenoaks District Council Website <http://www.sevenoaks.gov.uk/documents/pet_shop_licence_conditions_feb_2010_final_version_conditions_to_be_issued.pdf>

き8週齢未満での取引を禁止している条項を定めているが、ペンシルバニア州は犬につき、バージニア州は犬と猫につき、7週齢未満での取引を禁止している。また、鶏・カモ・アヒル等の家禽やウサギにつき4～8週齢(2月齢)未満のものに係る取引禁止を定めている州も複数ある。ニューハンプシャー州は8週齢未満のフェレットの州内への持込み及び州外への持出し、ニュージャージー州は2月齢未満のカメの販売も禁止している。

またカリフォルニア州では、衛生安全法典において、ペット業者は犬に社会化や訓練を施す義務があると定めている。ここでいう「社会化」とは、他の犬や人間との十分な身体的接触を意味する。違反した場合には最大1,000ドル(約7万8千円)の罰金を科される。⁽⁸⁶⁾

4 繁殖制限措置

(1) 欧州評議会(ペット動物保護条約)

ペット動物保護条約では、第5条で繁殖について定めている。それによれば、繁殖を行う者は、ペット動物の母子の健康・福祉に危険をもたらすおそれのある解剖的・生理的・行動的特性を考慮することにつき責任を負うものとしている。

(2) 英国

英国では、前述のとおり1973年に犬の繁殖法が制定されていたが、1999年犬の繁殖及び販売(福祉)法により1973年法は大幅に改正された。特にこの改正で重要な点は、地方当局が繁殖施設経営者へ許可を付与する際に考慮する要件として、①雌犬が1歳を下回っているにもかかわらず交配させていないか、②雌犬に1頭につき6頭を超える子犬を産ませていないか、

③雌犬が最後に子犬を産んだ日から起算して12か月の最終日の前に当該雌犬に子犬を産ませていないか、④規則に基づいて作成された正確な記録が土地・建物に保管され、地方当局等の立入検査の際にこれが利用可能な状態になっているかどうか、の4項目が新たに追加されたことである(改正後1973年犬の繁殖法第1条第4項f号からi号)。

無許可で繁殖施設を経営した、または許可の際の前提条件に違反し、もしくはこれを遵守しない場合には、有罪となる(同条第9項)。この場合の罰則として3月を超えない収監かレベル4を超えない罰金、あるいはその両方を科せられる(第3条第1項)。なお1973年犬の繁殖法の制定当初は200ポンドの罰金のみであったが、1999年犬の繁殖及び販売(福祉)法による改正で罰則が強化されている。また裁判所は、同法の下で有罪判決を受けた者につき、その経営の許可を取り消すことができ、さらに適切と考える期間、その者が繁殖施設の経営や犬の飼養をなし得ないようにすることもできる(同条第3項)。

(3) ドイツ

ドイツでは、犬の保護に関する命令第3条が繁殖業における飼養のあり方を定めている。それによれば、商取引の対象として犬を繁殖する者は、10頭未満の繁殖犬とその子犬ごとに1名の飼養者を置くことを保証しなければならない。当該飼養者は、飼養のために必要な知識・能力を有することを主務官庁(地方の獣医学センターなど)に証明した者でなければならない。違反した場合は、動物保護法第18条第1項第3号aに定める秩序違反を犯すことになり、2万5千ユーロ以下の過料を科される(第12条第1項第2号)。また、第7条は犬の繋留飼育について定

(85) アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、イリノイ、インディアナ、カンザス、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、ペンシルバニア、ロードアイランド、バージニア、ウィスコンシン。Born Free USA, *op.cit.*⁽⁶⁷⁾

(86) CAL. HEALTH & SAFETY CODE § § 122155(5), 122150, *op.cit.*⁽⁸²⁾

めているが、その中で妊娠期間の終盤3分の1の期間にある母犬や授乳中の母犬は鎖に繋いではならないと定めている（第7条第7項第2号、3号）。

なお、後述する（Ⅲ-5-(3)-(ii)参照）ように、犬の保護に関する命令は他にも犬の飼養条件について厳しく規制している。これら規制を遵守しようとする膨大なコストがかかるため、大型の犬の繁殖場を営もうとする者がドイツではほとんどいないとの報告もある⁽⁸⁷⁾。

(4) 米国

前述（Ⅲ-2-(2)-(i)参照）のように、連邦レベルでは、下院に提出されている「子犬の統一的な保護及び安全に関する法律案」において「大規模小売繁殖業者」という概念を設定しようとしている段階にある。州レベルでは、例えばバージニア州が犬の繁殖について詳細な規制を定めており、商業用の犬繁殖業者は、原則として50頭を超える繁殖用犬を所有してはならず、また、18月齢以上8歳未満の犬のみが繁殖に使用できる犬とされている。⁽⁸⁸⁾

5 飼養施設の適正化

(1) 欧州評議会（ペット動物保護条約）

ペット動物保護条約は、まず第4条において、ペット動物の飼育・世話をを行うことに同意した者がペット動物の健康・福祉に対する責任を負うものと定めている（第4条第1項）。さらに、ペット動物の種に応じた行動学的要求に留意して収容設備を提供し、世話をを行い、注意を払うものとしており、特に、①適切かつ十分な飼料・水を与えること、②十分な運動の機会を与えること、③脱出を防止するあらゆる合理的手段を講じることに配慮する（同条第2項）。これらの条件を満たせない場合は当然として、たとえ条件

を満たせた場合でも、ペット動物が飼育に適応できない場合には、その動物をペット動物として飼育してはならないとする（同条第3項）。

続いて同条約第8条は、ペット動物の取引、商業的繁殖・預かり等を行う施設について定める。施設運営者は所轄当局への申請義務を有し（第8条第1項）、①専門的訓練又はペット動物に関する十分な経験の結果、上記の活動を行うに必要な知識・能力を有していること、②敷地・設備が上記第4条の条件を満たしていることが求められる（同条第3項）。所轄当局は、施設運営者の申請に基づいてこれらの条件を運営者が満たしているか判断するものとし（第8条第4項）、国内法に従ってこれらの条件が遵守されているかどうかの監督を行うものとする（同条第5項）。

(2) 英国

英国では、1951年ペット動物法、1963年動物収容施設法、1973年犬の繁殖施設法が、いずれも表6のとおり、若干の内容の差異はあるものの、地方当局によるペットショップ・動物収容施設・犬の繁殖施設の許可要件を定めている。

また自治体レベルでは、ペットショップにおける具体的なケージ等の広さ、高さをペットショップの許可要件として示している例がある。必ずしも自治体間での統一基準は見当たらないが、例えばデボン郡のサウスハムズ地区は、犬・猫の幼齢個体をはじめとして、ウサギ、フェレット、チンチラ、シマリス、モルモット、家ネズミ、ハムスター等につき、頭数ごとに必要な最低床面積、最低限のケージの高さと奥行きを、許可要件として詳細に設定している。さらに冷水魚・熱帯魚・熱帯海水魚についても、溶

(87) 京子アルシャー「ドイツの犬の保護に関する法律 (2)」『dog actually—犬を感じるブログメディア』2010.11.23. <<http://www.dogactually.net/blog/2010/11/2.html>> 現在のドイツにおける犬の繁殖の実情については、佐藤はな「ドイツからのレポート3 犬種団体と繁殖の規制」2009.7. 地球生物会議 ALIVE ホームページ <<http://www.alive-net.net/law/wadai/Germany3.html>> を参照。

(88) Va. Code Ann. § 3.2-6507.2.

表6 英国における動物取扱業施設の許可要件

<p>1951年ペット動物法（第1条第3項各号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①動物が常に、大きさ、温度、照明、換気及び清潔さに関して適切な収容場所において飼育されること ②動物が適切な飼料・水を供給され、（必要な限りで）適切な時間的間隔を置いて見回りがなされること ③動物が哺乳動物である場合、余りにも若い段階で販売されないこと ④動物間での感染症の広まりを防ぐあらゆる合理的な予防策が講じられること ⑤火災等緊急事態の際に適切な手段が講じられることが確実に行われる必要性 <p>1963年動物収容施設法（第1条第3項各号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①動物が常に、建物、居住空間の大きさ、居住動物の数、運動設備、温度、照明、換気及び清潔さに関して適切な収容場所において飼育されること ②動物が適切な飼料・水・寝具を供給され、適切な運動がなされ、（必要な限りで）適切な時間的間隔を置いて見回りがなされること ③動物間での感染症・伝染病の広まりを防ぐために、設備の適切な隔離を含むあらゆる合理的な予防策が講じられること ④火災等緊急事態の際に適切な手段が講じられること ⑤施設が受け入れたあらゆる種の動物の収容、到着・発送の日付、所有者の姓名・住所に係る記録の保管 <p>1973年犬の繁殖施設法（第1条第4項a号からe号） ※繁殖に係る要件については省略</p> <ul style="list-style-type: none"> ①動物が常に、建物、居住空間の大きさ、居住動物の数、運動設備、温度、照明、換気及び清潔さに関して適切な収容場所において飼育されること ②動物が適切な飼料・水・寝具を供給され、適切な運動がなされ、適切な時間的間隔を置いて見回りがなされること ③動物間での感染症・伝染病の広まりを防ぐために、設備の適切な隔離を含むあらゆる合理的な予防策が講じられること ④火災等緊急事態の際に適切な手段が講じられること ⑤繁殖施設への輸送の際に②の条件を満たすための適切な手順がとられていること
--

（出典）各法律の条文に基づき筆者作成。

存酸素・遊離アンモニア・亜硝酸塩・硝酸塩・ペーハーなど水中物質に係る要件を示している⁽⁸⁹⁾。サザーク特別区は、鳥についても最低限の床面積を要件として設定し、さらに鳥が羽を全開可能なようにすることも指示している⁽⁹⁰⁾。

(3) ドイツ

(i) 動物保護法

まず動物保護法第2条は、動物の保有・世話をなす者の遵守すべき義務を定めている。義務の内容としては、①種及び動物の欲求に応じて動物を適正に飼養し、看護し、及び習性に沿った収容、②動物に痛み、回避可能な苦痛又は傷害を与えるほどに、種にふさわしい運動をするための可能性を動物に制限することの禁止、③動物の適切な飼養、看護及び習性に沿った収容に関する必要な知識・能力の保持、が掲げられている。

続いて同法第8章は、動物の飼育・保有・動物の取引に関する規定を含む。その中の第11

条では、各種動物取扱業が主務官庁による許可制であることを定めている。主務官庁は、業務責任者の資格・能力等に加え、当該業務を提供する場所・施設につき、上記第2条の要件に合致する動物の飼養・看護・収容を可能としていること等が満たされた場合に限り、許可を付与することができるとしている（第11条第2項第3号）。

主務官庁は、無許可営業者の活動を禁止することができ（同条第3項）、事業所・営業所を閉鎖することによってその活動を阻止することもできる（同条第4項）。なお、営業として脊椎動物を取引する者は、見習いについては例外として、自らの従業員等が専門的知識を保持していることにつき確認しなければならない（同条第5項）。

(ii) 犬の保護に関する命令

①犬の飼育に関する全般的規定

犬の保護に関する命令第2条は、犬の飼育に

(89) “Pet Shop Licence.” South Hams District Council Website <http://www.southhams.gov.uk/index/business_index/ksp_licensing/licensing-animal_licensing/sp-licensing-petshopslicence.htm>

(90) “Information for Pet Shop Licence applicants: Stocking densities for cage birds, small mammals and ornamental fish.” Southwark Council Website <http://www.southwark.gov.uk/download/745/stocking_densities_for_cage_birds_small_mammals_and_ornamental_fish>

関する全般的規定を定める。まず第1項で、犬にはフェンス等の外に十分な屋外運動場が与えられ、かつ、犬の飼養者との交流が十分に保証されなければならない、とする。さらに屋外運動場と交流は、犬の種類・年齢・健康状態に適合したものでなければならない。第2項は、複数の犬を飼育する場合は原則として群れとして飼育しなければならないことを定める。第3項では、一頭飼いの犬には、共同生活に対する犬の欲求を満たすために、毎日数度にわたって相当時間、飼養者と交流できることが保証できなければならない、とする。第4項は、前述のとおり8週齢未満の子犬を母犬から引き離してはならないと定める。

②屋外での飼育

第4条は、屋外での飼育について定める。まず犬舎については、断熱効果のある健康を害さない素材から成り、かつ、犬がそのために負傷する危険がなく、濡れずに休める性状のものでなくてはならない(第2項前文)。さらに寸法についても、犬がその中で行動を妨げられずに動くことができ、かつ、横になれること等の条件を満たさなければならない(同項各号)。

また飼養者は、上記の条件を満たす犬舎だけでなく、犬舎の外にも、風雨が当たらず、かつ、日陰となる断熱材を敷いた寝場所を犬が随時使用できるよう心がけなければならない(第1項第2号第1文)。これは訓練中の休憩時間についても同様である(第2文)。

③屋内での飼育

第5条は、屋内での飼育について定める。第1項では、前述のとおり自然採光について定めているほか、室内には新鮮な空気の十分な供給が保証されなければならないと定める。

第2項では、人間の居住用ではない室内での

犬の飼育について、使用可能な最小床面積を定める。体高(肩甲骨の間の隆起部の高さ)50cm未満の犬は6㎡、体高50cm以上65cm未満の犬は8㎡、体高65cm以上の犬は10㎡を自由に使用できなければならない、さらに床の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍に及ばなければならない、どの辺も2m以下であってはならない(第6条第2項第1号)。

第3項では、暖房のない室内での犬の飼育について定めている。暖房のない室内での犬の飼育は、屋外での飼育についての前条第2項の規定に従う犬舎等が設けられ、かつ、その犬舎外に断熱された休息場所が設けられている場合のみ可能である。

④フェンス(檻)内での飼育

第6条はフェンス内での飼育について定める⁽⁹¹⁾。まず、フェンスの大きさについては、上記の人間の居住用ではない室内での犬の飼育の規定のとおり広さが必要となる(第6条第2項第1号)。さらに、常にフェンス内で飼育される犬や子犬のいる雌犬には、それぞれ1頭あたり上記規定の5割増しの敷地(床)が与えられなければならない(同項第2号)。

フェンスの高さは後足で立ち上がった犬の前足の先端が上端に届かない寸法としなければならない(同項第3号第1文)。また週に5日、規則正しくフェンス外に出て1日の大部分を過ごせるようにしなければならない、そのための敷地(床)は最低6㎡とする(同号第2文)。

第3項では、フェンスと内部の構造に係る要件を詳細に定めている。①フェンスの囲いは健康を害さない素材から成り、犬が乗り越えられず、かつそれで負傷する危険のない性状でなければならない、②敷地(床)は歩き回りに安全で、負傷や苦痛の原因とならず、清潔かつ乾いた状態を容易に保てる性状のものでなくてはならな

(91) ただし実際には、犬を戸外の檻の中で飼ったり、繋留して飼ったりする(第7条関連)家庭は現在のドイツでは極めて少ないとの報告がある。アルシャー 前掲注(87)

い、③仕切りは、犬が互いに咬み合えない構造としなければならない、④フェンスの少なくとも1側面は犬が外を眺められるものでなくてはならない、⑤フェンスが屋内に置かれている場合には、犬が自由に屋外を眺められるようにしなくてはならない。

第4項では、後足で立ち上がった犬の前足の先端が届く高さまでは、犬が接触しうるいかなる通電設備等も設置してはならないと定める。第5項では、複数の犬を同一敷地内で個別に飼育する場合には、犬が他の犬とアイコンタクトをとれるようにフェンスを配置しなければならないと定める。第6項では、フェンス内での犬の繫留禁止を定める。

⑤犬の繫留飼育

第7条は、犬を繫留して飼育する場合について定める。繫留の条件は、①最短6mの長さで自由に動ける繫留装置であること、②鎖の内側と外側に動く余地が最短5mあること、③繫留によって避難小屋に入り、横たわり、向きを変えることが妨げられないこと、④運動範囲内に犬を妨害し、または傷害をもたらし得る物体が存在しないこと、⑤地面は安全に歩行でき、傷害や痛みをもたらす性状でなく、かつ、清潔にして乾きやすいこと、⑥体を締め付ける首輪等を着用させないこと等が条件となっている(第2項から第4項)。また前述のとおり、妊娠期間の終盤3分の1の期間にある母犬、授乳中の母犬に加え、生後12か月までの犬と病気の犬についても鎖に繋いではならない、と定めている(第7条第7項各号)。(92)

⑥違反時の罰則

①から⑤の規定(第2条第1項から第3項、第6条第5項等を除く)に違反した飼育をなした場合には、動物保護法第18条第1項第3号aに定める秩序違反として最大2万5千ユーロの過料を科される(第12条第1項各号)。

なおドイツでは、ペットショップでの犬の販売は法令上禁止とはされていないが、以上のような厳しい法制を実際に遵守することは困難であり、現実的には商売として成り立たないことから、ドイツのペットショップでは犬は販売されていない現状も報告されている(93)。

(iii) その他の動物

犬以外のペット動物については、連邦レベルの法令上では特別な規制は見当たらない模様である(ただし家畜に関する法制は別に存在する)。その一方で、ドイツの動物保護団体であるドイツ動物保護連盟(Deutscher Tierschutzbund E.V.)は、2010年3月に「猫の保護に関する命令草案」(Entwurf einer Tierschutz-Katzenverordnung)を公表している。また、別の動物保護団体である「動物保護のための獣医師団」(Tierärztlichen Vereinigung für Tierschutz: TVT)により、ウサギ、チンチラ、モルモット、ハムスター、鳥等動物種ごとの保護の基準(動物を飼育するに当たっての最低環境条件、ケージの広さ・高さに係る数値等)が掲げられている。(94)

(92) 犬の保護に関する命令による飼養施設に係る規制の概要及び具体的な設備図については、佐藤はな「ドイツからのレポート2 犬の繁殖業者にかけられる規制」2009.5. 地球生物会議 ALIVE ホームページ <<http://www.alive-net.net/law/wadai/Germany2.html>> を参照。

(93) 京子アルシャー「ドイツの動物保護への取り組み」『dog actually—犬を感じるブログメディア』2010.8.17. <<http://www.dogactually.net/blog/2010/08/post-9713.html>>

(94) “Entwurf einer Tierschutz-Katzenverordnung,” März 2, 2010. Deutsche Tierschutzbund E.V. Website <http://www.tierschutzbund.de/fileadmin/mediendatenbank_free/Rechtsvorschriften/national/Heimtiere/Katzenschutz-VO_02_03_2010.pdf>; “Merkblätter der Tierärztlichen Vereinigung für Tierschutz e. V.” TVT Website <<http://www.tierschutz-tvt.de/merkblaetter.html>>; 同上

(4) 米国

(i) 住居

18州⁽⁹⁵⁾とコロンビア特別区の様々な条文が、ペットショップの動物の住居やケージ飼育について要件を設定している。通常、これらの条文は、動物が立ち上がり、座り、自然な姿勢をとることができる十分な空間を供給することを求めている。いくつかの州は、住居内で動物の怪我を防止する仕組みを設けるよう求めている。⁽⁹⁶⁾

またメイン州では、改正法律集 (Revised Statutes) において、動物の囲いは、動物に適切な自由を与えるだけの空間とすることを定めている。不適切な空間かどうかは、動物の混雑・衰弱・ストレス・異常行動パターンの徴候で判断するものとしている⁽⁹⁷⁾。

(ii) 温度・換気

11州⁽⁹⁸⁾とコロンビア特別区は、収容されている動物の快適さ・健康を促進するようペットショップに一定範囲での温度の維持を求めている。14州⁽⁹⁹⁾とコロンビア特別区は、有害な臭気、湿気、結露を最小限とするための換気を施設に求めている。⁽¹⁰⁰⁾

6 動物の火葬・埋葬

(1) ドイツ

ドイツでは、動物の副産物除去法の実施に関する命令⁽¹⁰¹⁾第27条第3項が、家庭動物の埋葬について、①埋葬地は水源保護地であってはならない、②埋葬地は公共の道路・広場のすぐ傍であってはならない、③遺体は地表から50cm以上の深さに葬る、との条件を定めている。違反した場合は、「動物の副産物除去法」(Tierische Nebenprodukte-Beseitigungsgesetz vom 25. Januar 2004 (BGBl. I S. 82): TierNebG) 第14条第2項第5号に定める秩序違反となり、最大2万ユーロ(約207万円)の過料を科される(命令第28条第2項第3号、法第14条第3項)。

(2) 米国

(i) バージニア州

バージニア州法典 (Code of Virginia) は、ペットが死亡した場合においてその所有者は、直ちに火葬、埋葬または同様の衛生的な処理をなすものと定めている。地方当局の通告があった後も当該所有者がそれらをなさない場合には、動物管理官 (animal control officer) その他の公務員が当該ペットの火葬・埋葬をなすものとし、それをなした者は、地方当局を代表して当該所有者から業務費用を回収することができる。⁽¹⁰²⁾

(95) アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、デラウェア、フロリダ、イリノイ、アイオワ、カンザス、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、オレゴン、バージニア

(96) Born Free USA, *op.cit.*⁽⁶⁷⁾

(97) Me. Rev. Stat. Ann. tit. 7, § 4015-3-B. <<http://www.mainelegislature.org/legis/statutes/7/title7sec4015.html>>

(98) コロラド、デラウェア、イリノイ、カンザス、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、バージニア

(99) カリフォルニア、コロラド、デラウェア、ジョージア、イリノイ、カンザス、メイン、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、オレゴン

(100) Born Free USA, *op.cit.*⁽⁶⁷⁾

(101) この「副産物」とは、「人間による消費を意図しない動物副産物に係る衛生規則に関する2002年10月3日の欧州議会及び理事会指令」(Regulation (EC) No 1774/2002 of the European Parliament and of the Council of 3 October 2002 laying down health rules concerning animal by-products not intended for human consumption) 第4条から第6条の定義に基づくもので、動物の死体あるいは糞尿等廃棄物などが含まれる。

(102) Code of Virginia, § 3.1-796.121. Justia US Law Website <<http://law.justia.com/codes/virginia/2006/toc0301000/3.1-796.121.html>>

(ii) イリノイ州

イリノイ州編纂法令集 (Illinois Compiled Statutes) には、ペット火葬法 (Business Transactions (815 ILCS 318) Companion Animal Cremation Act)⁽¹⁰³⁾ が存在する。主な内容は、①ペット火葬サービス業者(以下、「業者」とする。)は、提供するサービスの詳細(火葬の方法について、個体ごとの火葬か、あるいは他の個体と共同での火葬かなど)を記載した説明書を用意し、サービス利用者等関係者に無償で配布しなければならない、②提供するサービスについて説明書に誤った情報や紛らわしい情報を含めてはならない、③誤った情報や紛らわしい情報を含めた説明書を故意に配布した、あるいは説明書を故意に配布しないなどの業者は、業務犯罪 (business offense)⁽¹⁰⁴⁾ を構成することになる、④火葬した後、ペットの遺骨をペットの所有者に返還する際には、業者は遺骨に関する証明書を添付するものとし、故意に誤りある証明をなした等の場合には業務犯罪を構成することになる、というものである。③と④で業務犯罪とされた場合には、初犯は1,001ドル以上1,500ドル以下の罰金、再犯以降は2,000ドル以上2,500ドル(約19万円)以下の罰金となる(第10条・第20条)。

おわりに

検討報告書であげられた各論点以外にも、例えばペット動物保護条約で定めている16歳未満の者への生体販売の禁止、あるいは取扱業者・店員の資格や訓練なども重要な論点である。しかし本稿では、紙幅等の関係もあり、各論点に係るその他の諸外国の法制や論点を網羅的に取り上げるに至らなかったことをお断りさせていただきたい。

最初に言及したように、動物の福祉、動物の権利、生体を購入した消費者の保護あるいは施設の設置をめぐるトラブルといった観点から、動物取扱業への規制を求める声は一定程度の高まりを見せている。しかし、規制に係る論点は多様なものがあり、さらに規制を普及・奨励・遵守させる措置や規制に伴う業者への経営面の影響等の考慮も必要となってくる。

本稿で取り上げた諸外国の法制は、我が国とは歴史・背景等が異なる中で発展してきたものであり、それらすべてが直ちに我が国に導入できるものではない。しかし、動物の福祉や消費者保護など動物取扱業への規制の目的を考慮すれば、参考となる部分も少なからず存在する。今回の動物愛護管理法改正検討の中で、動物の愛護・管理という理念・目標を追求しつつ、実効性・実現性のある規制を設定する方向性を見出すことができるかどうか注目されている。

(もろはし く に ひ こ)

⁽¹⁰³⁾ Illinois Compiled Statutes (Illinois General Assembly Website) <<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=2328&ChapterID=67>>

⁽¹⁰⁴⁾ イリノイ州における犯罪類型の1つで、罰金刑を科されるレベルのもの。